

指名停止措置要件

措置要件に第 25 項を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

措置要件	期間	
(虚偽記載)		
1	市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(過失による粗雑工事)		
2	市と締結した請負契約に係る工事(以下「市発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたため会計検査等で指摘されたとき(瑕疵(かし)が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
3	市内における工事で市発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反)		
4	第 2 項に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 12 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)		
5	市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
6	一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)		
7	市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
8	一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合にお	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

	いて、当該事故が重大であると認められるとき。	
	(贈賄)	
9	次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 有資格建設業者である個人又は有資格建設業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)	12 か月
	(2) 有資格建設業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)	9 か月
	(3) 有資格建設業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)	6 か月
10	次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	9 か月
	(2) 一般役員等	6 か月
	(3) 使用人	3 か月
11	次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	(1) 代表役員等	9 か月
	(2) 一般役員等	3 か月
	(独占禁止法違反行為)	
12	業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し(違反とは、1)公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされた場合、2)代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕された場合)、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)	当該事実を知った日から 12 か月以上 16 か月以内
13	市発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該事実を知った日から 18 か月以上 36 か月以内

(談合)		
14	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 16 か月以内
15	市発注工事に関し、代表役員等、一般役員等若しくは使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 36 か月以内
(建設業法違反行為)		
16	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次項に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
17	市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内
(不正又は不誠実な行為)		
18	前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 18 か月以内
19	前各項に掲げる場合のほか、代表役員等、一般役員等若しくは使用人が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内
(暴力団の関与)		
20	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格建設業者の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から 12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
21	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 12 か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
22	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど	当該認定をした日から 12 か月を経過し、か

	積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	つ、改善されたと認められるまで
23	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
24	代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から12か月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
25	市発注契約の履行にあたり、受注者又は下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、発注者への報告及び警察への通報を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月